



ろくべん館だより

こんにちは。ろくべん館の管理人の森上です。いよいよ梅雨の時期となり毎日じめじめした日々が続くようになりました。天気が湿りがちですと気持ちもちょっと減入りがちになりますね。

さて、今回はろくべん館の入り口付近に展示されている「大池の膳椀」を紹介いたします。村民の皆さんは、ご存じの方も多いたと思いますが、鹿塩の七不思議のひとつです。実際に観ていただくと古いどころにもありそうなお椀とお膳が置いてあります。ある方から「これは本物だろうか？」と問われましたが、私は当然本物ですとお答えしました。どうかいつまでもこのお話が残ってほしいと思います。

この「大池の膳椀」の話はどんなものだったかろくべん館の解説文を紐解きますと・・・『大池と呼ばれる池は鹿塩の笹山の中腹にあります。ある時、鹿塩の村民で冠婚葬祭の行事の折に膳椀が不足すると、前日この池で「何人分の膳椀が不足するので貸してください。」とお願いしておく翌日に不足分が池に浮いて用を足すことができたそうです。使用後

は、お礼を言って借りた膳椀を返していましたが、ある時、使用した一人が一人分を紛失してしまい足りないまま返したところその後は誰がお願いしても貸してもらえなくなった』というお話です。

この話は、大鹿村誌下巻の民俗の部分にも出てきますが、上記とは少し違った話も含まれており、比べてみると面白いかもしれません。

鹿塩の七不思議を改めて読んでみると、大鹿村の伝説はとても面白く、家庭内でも子どもさんと感想を話し合うと親子の会話も弾むことと思います。残りの七不思議も順次掲載していく予定です。でよろしくお願ひします。



大池の膳椀

8月3日は司法書士の日です！
司法書士事務所における「相続登記特別無料相談」
（不動産の名義変更はお済みですか？）
を実施します。

長野県司法書士会（会長 丸山孝一）では、8

月3日司法書士の日を記念して、次のとおり県内の各司法書士事務所において、無料の相続登記特別相談会を実施します。お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。

○日時 8月2日（月）～8月6日（金）

午前9時～午後4時まで

○相談場所 県内各司法書士事務所

○相談料 無料

○予約

事前にお近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、予約してください。

○相談例

● 相続登記の義務化や国庫帰属の制度について教えてください

● 土地の登記名義人が先々代のままとなっている。

● 妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば。

● 法定相続情報証明制度について教えてください。

● 法務局で遺言を預かってもらえる制度について教えてください。

○問い合わせ先

長野県司法書士会

☎026-1232-17492

☆お近くの司法書士事務所については、右記電話番号へお問い合わせいただくか、当ホームページに掲載されている会員名簿をご覧ください。